

平成24年度山村振興関係地方債計画額

府省庁名:総務省

(単位:億円)

事 項	平成23年度	平成24年度	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	備 考
	計画額 (A)	計画額 (B)			
1. 辺地及び過疎対策事業債	3,112	3,074	△ 38	99%	<p>(1)辺地対策事業債 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)により、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地を有する市町村が、総合整備計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。</p> <p>(2)過疎対策事業債 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。</p> <p>豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)により、豪雪地帯として指定された市町村に対して、一般補助施設整備等事業債のうち豪雪地帯事業分として特別の枠を設け、豪雪地帯の市町村の道路、除雪機械及び関連防雪施設の整備の推進を図る事業に要する経費に対して認められる地方債である。</p>
2. 一般補助施設整備等事業債 (豪雪対策事業)	35	34	△ 1	97%	
計	3,147	3,108	△ 39	99%	

注1) 地方債計画額については振興山村分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

注2) 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。